

事務連絡  
平成22年 4月30日

地方厚生（支）局 医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復師の施術等に係る療養費の料金改定及び柔道整復の  
受領委任の取扱いの変更について

標記については、本年6月に実施する予定としているところですが、事務処理を円滑に進めるため、現時点で想定できる事務処理等についてお知らせできることを下記のとおりまとめましたので、ご留意ください。

記

1. 柔道整復師の施術等に係る療養費の料金改定について

(1) 実施時期

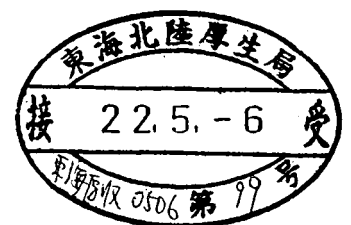
柔道整復師の施術等（はり・きゅう及びマッサージの施術を含む。）に係る療養費の料金改定については、これまでも2年に1回、診療報酬の改定年と同年の6月に実施しており、本年も6月1日に実施する予定であること。

(2) 具体的改定内容

具体的改定内容は、5月中旬～20日を日途に地方厚生（支）局長あて通知する予定であること。

(3) 関係者への周知について

- ① 地方厚生（支）局は、上記（2）の通知を受けて、関係者（保険者、施術管理者等）に当該通知内容を周知する必要があること。
- ② 周知方法については、本省のホームページ及び地方厚生（支）局のホームページに当該通知の他、料金改定の内容等を簡単に説明した「お知らせ」を掲載することともに、これらをダウンロードにて活用できるよう対応すること。
- ③ 受領委任の取扱いを行っている柔道整復の施術所（社団会員の施術所を除く。）については、同「お知らせ」を個々に送付し、料金が改定される



旨の周知を図る必要があること。

- ④ 「お知らせ」(雛形)については、上記(2)の通知と併せて地方厚生(支)局あて送付する予定であること。

## 2. 受領委任の取扱いの変更について

### (1) 実施時期等

受領委任の取扱いについては、「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成20年9月22日保発第0922002号保険局長通知)により取扱っているところであるが、柔道整復療養費の適正化の一環として施術所の開設者にかかる責任を明確化する等、受領委任の取扱いを平成22年6月1日より変更することを予定していること。

については、平成22年6月1日以降新たに受領委任の取扱いの届け出又は申し出をした者について、変更後の取扱いに従うこととすること。

なお、平成22年5月31日時点において既に受領委任の取扱いの登録済又は承諾済の柔道整復師については、特段の申し出がない限り、平成23年1月1日以降、変更後の取扱いを確約したものとみなし、平成23年1月1日から変更後の取扱いに従うこととすること。

### (2) 具体的変更内容

具体的変更内容は、5月中旬～20日を日途に地方厚生(支)局長あて通知する予定であること。

### (3) 関係者への周知について

- ① 地方厚生(支)局は、上記(2)の通知を受けて、関係者(保険者、施術管理者等)に当該通知内容を周知する必要があること。
- ② 周知方法については、本省のホームページ及び地方厚生(支)局のホームページに当該通知の他、受領委任の取扱いが変更になる旨及び必要書類(提出書類)等を簡単に説明した「お知らせ」を掲載するとともに、これらをダウンロードにて活用できるよう対応すること。
- ③ 受領委任の取扱いを行っている柔道整復の施術所(社団会員の施術所を除く。)については、同「お知らせ」を個々に送付し、受領委任の取扱いが変更になる旨の周知を図る必要があること。
- ④ 「お知らせ」(雛形)については、上記(2)の通知と併せて地方厚生(支)局あて送付する予定であること。

### (4) 届出について

- ① 変更後の受領委任の取扱いを辞退する柔道整復師は、平成22年11月末までに様式第4号(柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更等)にて辞退する旨を地方厚生(支)局へ提出する必要があること。

- ② 変更後の取扱いに従い、受領委任を継続する柔道整復師については、平成22年11月末までに様式第2号（「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る届け出（施術所の届け出）」又は「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る申し出（施術所の申し出）」）及び様式第2号の2（「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る届け出（同意書）」又は「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る申し出（同意書）」（いずれも変更後の新様式）を地方厚生（支）局へ提出する必要があること。

3. 今後の動きについて  
別添スケジュール参照

**【照会先】**

厚生労働省保険局医療課

清原 範久、津田 清

tel: 03-5253-1111 内線.3275

fax: 03-3508-2746

通知等スケジュール

